

伝染性紅斑警報の発令について

令和元年(2019年)10月4日(金) 15時00分

北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室
(北海道稚内保健所)

照会先：健康推進課長 志子田 結花

0162-33-3702

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年(2019年)第39週(令和元年(2019年)9月23日～令和元年(2019年)9月29日)において、稚内保健所管内の定点当たりの伝染性紅斑患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、稚内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 発令基準

《発令基準》 警報～1定点あたりの受診患者数が1週間で2人以上の場合

※ 警報発令後は1定点あたりの受診患者数が1人以上の場合、警報を継続。

警報とは大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。また、注意報とは、流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。

2 最近5週の定点医療機関からの報告(表示は「報告数(報告数/定点)」)

最近5週	第35週 (R1/8/26~9/1)	第36週 (R1/9/2~8)	第37週 (R1/9/9~15)	第38週 (R1/9/16~22)	第39週 (R1/9/23~29)
稚内	1(0.50)	1(0.50)	—	1(0.50)	4(2.00)※
全道	66(0.48)	87(0.63)	71(0.51)	29(0.21)	—
全国	2,255(0.71)	2,553(0.81)	2,124(0.67)	1,463(0.46)	—

※第39週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。
(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

3 伝染性紅斑とは

ヒトパルボウイルスB19を原因とする感染症で、頬に出現する「紅斑」が特徴で、両頬がリンゴのように赤くなることから「リンゴ病」とも呼ばれています。

咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによる感染(飛沫感染)や皮膚や手すりなどに付いたウイルスに触れることによって感染(接触感染)する感染症です。

夏に多い病気で、5～9歳くらいの子どものよく見られる病気ですが、成人の発症も見られます。

感染から発症までは10～20日程度で、始めに頬が赤くなり、その後手足にレースカーテンのような「紅斑」という赤い発疹が出て、時に体中に広がります。赤みは数日～1週間程度続きます。

感染後、1週間程度が感染期間となっています。発疹が出現する頃には感染力がほとんどなくなっていますので、元気であれば、登校(園)してもかまいません。

4 伝染性紅斑の予防について

特別な治療はなく、発疹や熱が自然に引くのを待つだけになります。

流行期には、一般的な予防対策(手洗い、うがい)を心がけることが大切です。

マスクの着用も効果的です。